



## Tax & Legal Services Newsletter

### 新たな投資奨励法

2017年1月24日に公布されたタイ国投資奨励 (BOI) 法の特徴は以下のとおりです。

- 輸出用製品の製造に係るBOI投資奨励事業を廃止する。
- 輸入関税の免除は研究開発および関連するテストのために輸入される物品に適用される。
- 先端/革新技術を用いる事業あるいは研究開発事業に対し最長13年間の法人所得税の免除を認める。
- 法人所得税の免除の恩典が享受できない場合、BOI事業への投資金額の70%を上限とした追加控除を認める。
- BOI事業の損益はタイ国歳入法の規定に基づいて計算されなければならない。
- 配当金に係る所得税の免除は免税期間終了後の6ヶ月間にも認められる。
- 前年度より増加した輸出所得の5%を控除できる制度を廃止する。

### ターゲット産業の競争力強化法

タイ国政府は2017年2月13日、BOI事業に税務特典を付与する条件を決定するための手続きを定めた「ターゲット産業の競争力強化法2017 (Act to Enhance Competitiveness of Target Industries 2017)」を公布しました。当該税務特典には、5年間の法人所得税の免除、免税期間中に生じた損失を免税期間終了後5年間使用できること、免税利益から支払われる配当金に対する免税措置が含まれています。

奨励企業には、政府の基金を通じて、資本的支出、研究開発、革新促進、専門家に焦点を当てた人材開発に対して金銭的支援が提供されます。

### 特別経済開発区域に関する租税措置

タイ国政府はナラティワート、パッタニーおよびヤラーの3県の特別経済開発区域 (Special Economic Development Zone : SEZs) に立地する事業者に対して、以下のとおり数々の租税措置を公布しています。

- 勅令 No. 627 は、上記3県のSEZ内に事業所を有する法人に対して法人所得税を免除するとしています。当該免税は、以下の要件を満たす場合に5会計期間に適用されます。
  - 当該法人は2015年10月1日から2020年12月31日までの間に設立されていること。
  - 当該法人の会計期間末日の払込済資本金額が5百万バーツ以下、かつ当該会計期間の売上金額が30百万バーツ以下であること。
  - 当該法人の合計所得金額の80%以上がターゲット事業（例えば、食品および農業、省エネルギーおよび再生可能エネルギー、バイオテクノロジー、医療および公衆衛生、観光およびサービス業、先端素材、織物、生地および装飾品、車両および自動車部品、電子装置およびソフトウェア、研究および革新事業）から生じていること。
- 歳入局長通達（所得税に関する通達No. 284）は、免税適格事業者はタイ国科学技術開発局から認証され、かつ2021年12月31日までに関連する申請書を提出しなければならないと規定しています。
- 勅令No. 628は、上記3県のSEZ内に立地する法人の従業員に対して、2016年9月27日から2020年12月31日までの間に得る給与所得に係る源泉税率を3%に軽減するとしています。歳入局長が定める一定の技能もしくは専門知識を有し、また当該雇用開始前にSEZ外に居住していた個人が当該減税の対象になります。

加えて、SEZ外に立地する法人には、SEZ内に法人を設立するための投資もしくはSEZ内の既存の法人に対する増資について、これらの投資が2016年9月27日から2020年12月31日までの間に行われ、また当該法人の株式が正当な理由なしに売却/譲渡されていないことを条件に、二重控除が認められます。

### 個人事業者の法人化を奨励する租税措置

勅令 No. 630は、個人事業主が法人形態で事業を行うことを促すために以下の税務特典を規定しています。

- 2016年8月10日から2020年12月31日までの間に行われる不動産/その他の資産の所有権の移転、物品の売却、普通株式との交換による法人の新規設立に係る個人所得税、付加価値税、特定事業税および印紙税の免除。
- 法人設立に係る費用の二重控除、および法人設立から5会計期間の記帳業務ならびに会計監査に係る費用の二重控除。ただし、当該法人の会計期間末日の払込済資本金額が5百万バーツ以下、かつ当該会計期間の売上金額が30百万バーツ以下の場合に限る。

### 内務省通達

- 2016年8月10日から2017年12月31日までの間に設立される法人の株式を引き受けるために株主が不動産あるいはコンドミニアムを譲渡する場合、権利および法的行為を登録するための費用を評価額の2%から0.01%に引き下げる。

### 中小企業を支援する租税措置

タイ国政府は、以下のとおり中小企業 (Small and Medium-Sized Enterprises (SMEs)) に対する免税措置を規定した勅令 No. 636 を公布しました。

- 払込済資本金額が200百万バーツ以上かつタイ国証券取引委員会に登録している法人でベンチャーキャピタル事業を営むものに対し、ターゲット産業に従事するSMEsから受け取る配当金および当該SMEsの株式の譲渡から生ずる譲渡益のについて10会計期間にわたり法人所得税を免除する。
- ターゲット産業に従事するSMEsに投資するベンチャーキャピタル事業を営む法人あるいはプライベートエクイティトラストから受け取る配当金、ならびに当該法人の株式あるいは当該プライベートエクイティトラストの持分の譲渡から生ずる譲渡益に係る個人所得税および法人所得税を免除する。

ターゲット産業に従事するSMEsを支援するために、以下の要件を満たした場合に承認日から5会計期間にわたって法人所得税を免除するとする勅令No. 637が公布されました。

- 2017年中に設立されるSMEsで、会計期間末日における払込済資本金額が5百万バーツ以下、かつ当該会計期間の売上金額が30百万バーツ以下であること。
- SMEsは、タイ国科学技術開発局により定められたターゲット産業（食品および農業、省エネルギーおよび再生可能エネルギー、バイオテクノロジー、医療および公衆衛生、観光およびサービス業、先端素材、織

物、生地および装飾品、車両および自動車部品、電子装置およびソフトウェア、研究および革新事業)において物品の販売もしくはサービスの提供から所得を得ていること。

勅令No. 631はSMEsを支援するため、以下の免税措置を定めています。

- 非SMEs(総資産200百万バーツ超かつ従業員数200人超)が、2016年から2018年の3会計期間において、総資産200百万バーツ以下かつ従業員数200人以下のSMEsに対して当該SMEsの競争力強化のための費用を支出した場合、当該費用の二重控除を認める。対象費用は以下のものに限る。
  - SMEsに支払い義務のあるタイ国信用保証公社への貸出保証手数料
  - タイ国工業連盟もしくは商工会議所に認証された事業の促進に関連するプロジェクトに係る費用。事業促進に関連するプロジェクトには、(1) 経営、マーケティングおよび会計に関する知識の教授習得、(2) 研究開発および革新、(3) 生産性の向上、および(4) マーケティングの促進、が含まれる。

当該二重控除は、他の控除対象寄附金と併せて適用する場合には、公的寄附金控除前の利益金額の10%を上限とする。

### 地方の発展のための租税措置

タイ国政府は、地方の発展を促進するための勅令No. 632を公布しました。

- 地方のインフラストラクチャーおよび観光地の開発/改善への投資に貢献する地域特化プロジェクトに対する費用について、2016年から2018年の3会計期間にわたり二重控除を認める。ただし、他の控除対象寄附金と併せて適用する場合には、公的寄附金控除前の利益金額の10%を上限とする。対象プロジェクトには以下のものが含まれる。
  - 電気、水道、道路や高速道路および通信
  - 代替エネルギー、治水、自然災害予防
  - 国立公園、遺跡および観光地の改善
- 地方のインフラストラクチャーおよび観光地の開発/改善に貢献するプロジェクトに関連する資産や物品を無償で政府機関や地方行政機関に譲渡/売却した場合、法人所得税、付加価値税、特定事業税および印紙税を免除する。ただし、譲渡人は課税所得の計算上、当該資産や物品のコストを損金に算入してはならず、また2016年1月1日から2018年12月31日までの間に当該資産や物品の所有権を移転しなければならない。

### 不動産投資信託の転換に係る租税措置

勅令No. 635は以下のとおり、2017年中に不動産投資信託 (Real Estate Mutual Fund) をReal Estate Investment Trusts (REIT) に転換することを促すために公布されました。

- 不動産投資信託 (Real Estate Mutual Fund) のユニット保有者がREITのユニットに転換する際の個人所得税および法人所得税を免除する。
- 不動産投資信託 (Real Estate Mutual Fund) に対して、REITへの転換に係る付加価値税、特定事業税および印紙税を免除する。

### 固定資産への投資に係る租税措置の延長

2016年末に期限切れとなった「通常の減価償却費の二重控除」による固定資産への投資を奨励するというタイ国政府の方針に従い、タイ国内閣は、通常の減価償却に加えて、2017年中に支払いが行われかつその他の規定や要件を満たす固定資産への投資に対して50%の追加控除を認めるとする新たな政策を承認しました。

### 洪水の被災者に対する寄附

勅令No. 638は、2017年中のタイ国内の洪水被災者に対する寄附金に係る税務上の取り扱いに関するガイダンスを規定しています。当該ガイダンスによると、個人所得税の計算上、現金による寄附金の150%の控除が認められますが、その他の控除対象寄附金と併せて正味所得金額の10%が上限となります。一方、法人所得税の計算上、現金もしくは資産による寄附金の150%の控除が認められますが、公的慈善団体や公共施設への支出と併せて所得金額の2%が上限となります。なお、いずれの場合においても、寄附は政府機関、認可された公的慈善団体もしくは勅令No. 527に規定される寄附金団体を通じて行われ、また歳入法Section 65 ter (3) に基づく公的慈善団体および公共施設への支出として認められるものでなければなりません。

## 2017年中に発効する新たな租税条約

タイ国とシンガポールとの間の新たな租税条約は2017年1月1日から適用されていますが、1976年に発効した旧条約からの変更点は以下のとおりです。

- 建築工事現場等は、12ヶ月を超える期間存続する場合に恒久的施設（PE）とされる（旧条約では、6ヶ月を超える場合に PE とされていた）。
- 一方の締約国内における役務の提供がいかなる12ヶ月の間に183日を超える期間行われる場合には PE とされる。
- 信用付債権から生ずる利息に対する限度税率が25%から10%に引き下げられた。
- 使用料に対する限度税率が一律15%から使用料の種類に応じて5%、8%もしくは10%に変更された。
- 譲渡収益条項に基づく資産の譲渡益の範囲が拡大され、株式の譲渡益でその価値の75%以上が不動産から生じているものも含まれる（ただし上場株式を除く）。
- 芸能人条項に基づき、芸能人の活動に関連して当該芸能人以外の者に帰属する所得も課税対象とされる。
- 国際運輸業所得には、船舶やコンテナの賃貸から生ずる所得も含まれる。

タイ国とインドとの新たな租税条約も2017年1月1日から発効しています。

## 一営業日中に複数の売上有る場合におけるタックスインボイスの簡素化

歳入局通達No. Paw. 155/2560は、一定の場合に事業者が合算インボイスを発行することを認めることにより、タックスインボイスの発行に係る要件を簡素化しています。タックスインボイスは付加価値税の対象となる取引毎に発行されなければなりません。しかし、この新しい規定により、事業者が同一営業日中に同一の買い手（物品の購入者、サービスの受領者）と複数の取引を行った場合、当該事業者は物品の購入者/サービスの受領者に対して合算タックスインボイスを発行することができます。

## 相続税の免除

相続税法に関する財務省省令は、以下の者および団体に対して相続税を免除すると規定しています。

- 王室年間予算および王族から王室費を受ける者
- 商務省が公表した政府機関および国営企業、寺院、モスク、タイ国赤十字、財団や協会、私立高等教育機関、国際連合および大使館を含む種々の団体

## アマチュア運動選手に対する免税

財務省省令 No. 325 は、国際アマチュアスポーツ大会で優勝した選手およびコーチに対する個人所得税の免除を規定しています。当該免税措置は、タイ国歳入局によって定められた要件により10百万バーツを超える所得に適用されます。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

## 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group（JSG）は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋
日本国公認会計士	日本国公認会計士	
パートナー	マネージャー	ダイレクター
Tel: 02 - 034 - 0000	Ext. 13399	Ext. 11676
Ext. 40119		

**Anthony Visate Loh**

**Business Tax & Indirect Tax,  
Legal Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112  
Email: aloh@deloitte.com

**Darika Soponawat**

**Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115  
Email: dsoponawat@deloitte.com

**Dr. Kancharat Thaidamri**

**Transfer Pricing & Business Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118  
Email: kthaidamri@deloitte.com

**Korneeka Koonachoak**

**Business Tax (Business  
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122  
Email: kcoonachoak@deloitte.com

**Mark Kuratana**

**Global Employer Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125  
Email: mkuratana@deloitte.com

**Stuart Simons**

**Transfer Pricing & Customs Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135  
Email: ssimons@deloitte.com

**Wanna Suteerapornchai**

**Business Tax (M&A) & FSI**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144  
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more about our global network of member firms

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 225,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

**About Deloitte Southeast Asia**

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

**About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.